

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

宮古市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

このことについて、宮古市に対して競争入札参加資格の申請を行っている（競争入札参加資格を有している）他の会社は、下記のとおりです。

記

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

(1) 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの）

(その1)

本店電話番号	
商号又は名称	
本店住所	

(その2)

本店電話番号	
商号又は名称	
本店住所	

(2) 子会社等（会社法第2条第3号の2の規定によるもの）

商号又は名称	

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

役 職	氏 名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職

記載要領

1 この様式は、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、すべての申請者が提出してください。

2 資本関係・人的関係とは、次の(1)、(2)をいいます。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合は、資本関係「有」となります。ただし、子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が再生手続（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続をいう。以下同じ。）が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除きます。

- ① 子会社等と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合は、人的関係「有」となります。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

親会社等、子会社等の定義

（会社法抜粋）

第 2 条第 3 号の 2（子会社等）

- イ 子会社（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。）又は子会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除きます。
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第 2 条第 4 号の 2（親会社等）

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。）又は親会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除きます。
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人である者を除く。）として法務省令で定めるもの

役員等の定義

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ア 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- イ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ウ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- エ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員

③ 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員

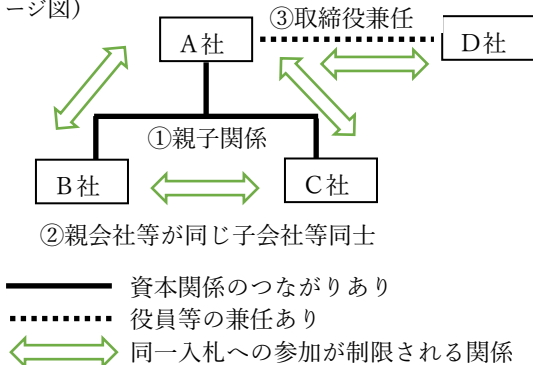
④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者

⑥ 民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

⑦ 委員会等設置会社における執行役員又は代表執行役員

（イメージ図）



制限基準

- ① 親会社等と子会社等の関係
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士
- ③ 役員等の兼任
- ④ その他（組合とその構成員 など）

※ ①、②について、子会社等又は子会社等の一方が再生手続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

※ ③について、会社等の一方が再生手続中の会社等又は更生会社である場合は除く。